医療職及び福祉職養成修学資金貸付制度のお知らせ

学資金貸付制度に介護福祉士と保育教諭を追加し、「医 ①保健師、助産師、看護師及び准看護師 療職及び福祉職養成修学資金貸付制度」として平成29 ②診療放射線技師 年度から制度の拡充を図ることにいたしました。

当制度は、町内に住所を有する者又は町内に住所を 有する者の子弟であって、医療職(※1)及び福祉職(※ ※2. 当制度における福祉職 2)を養成する学校に進学又は在学する者で、将来新 ● とは次の職種です。 冠町内の福祉施設で当該職種として勤務しようとする ● 者に対して月額10万円以内の修学資金を貸付するも のです。

また、学校卒業後に新冠町内の福祉施設で上記の職 ● 《申請受付期間》 種として3年以上勤務された場合には、貸付金の返還 が免除されます。

当制度において貸付を受けるには、連帯保証人2名 ● (未成年の場合には内1名は保護者) が必要となるほ ● か、申請に各種書類の添付が必要となります。

- 町では、新冠町内で働く福祉職員の確保のため、修 ※1. 当制度における医療職とは次の職種です。

 - ④理学療法士及び作業療法士



- 平成29年3月1日(水)~3月31日(金) ※制度の詳細については担当までご連絡ください。
- ●問い合わせ先
- 総務課総務グループ総務係 ☎ 0146・47・2497

健康カレンダー

(お問い合わせ先:保健福祉課 20146・47・2113)

	月日	時間	事業名	場所
8月	19日(金)	13:00~16:30	フッ素塗布	保健センター
	25 日(木)	10:00~12:00	お喜楽☆おたっしゃ塾 (介護予防教室)	レ・コード館
	26 日(金)	18:30~20:00	からだリセット講座	保健センター
	30 日(火)	10:00~12:00	お喜楽☆おたっしゃ塾 (介護予防教室)	保健センター
8月 9月	2日(金)	13:00~15:30	母親学級キレイ☆ママる~む	保健センター
	5日(月)	10:00~11:30	脳の元気アップ教室	保健センター
		13:30~15:00		節婦生活館
	6日(火)	10:00~12:00	お喜楽☆おたっしゃ塾 (介護予防教室)	保健センター 保健センター 保健センター 節婦生活館 町民センター
	7日(水)	受付時間 13:00~13:20	BCG予防接種	保健センター 泊津生活館 泉生活館 保健センター
	9日(金)	10:00~11:30	脳の元気アップ教室	泊津生活館
		13:30~15:00		泉生活館
	12日(月)	13:00~16:30	フッ素塗布	保健センター
	13 日(火)	10:00~12:00	お喜楽☆おたっしゃ塾 (介護予防教室)	保健センター
		18:30~20:00	からだリセット講座	保健センター
	15 日(木)	8:00~16:00		保健センター
	16 日(金)	8:00~16:00	脳のMRI検診	
	17日(土)	8:00~12:00		
	20 日(火)	10:00~12:00	お喜楽☆おたっしゃ塾 (介護予防教室)	保健センター

移動献血車「ひまわり号」来町 献血にご協力ください!

期日:9月15日(木)

時間:新冠町農協前午前9時~10時30分 新冠町役場前 正午~午後3時30分

今年度より実施時間が変更になっていま すのでご注意ください。次回は、平成29年 2月7日(火)を予定しておりますので、 ご協力のほどよろしくお願いいたします。

●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ社会係 ☎ 0146 · 47 · 2112

ご寄附ありがとうございました。

●老人ホーム「恵寿荘」に役立ててと

☆早]][憲	吾	(白菜 24.5kg)			
☆斉	藤	艶	子	(カット布2袋)			
☆畑	中	与	治	(古布1箱)			
☆中	地	春	夫	(古布3箱)			
☆池	田	博	政	(古布3袋)			
☆芳	賀		敏	(紙おむつ1袋)			
☆小□	田山	孝	義	(ピーマン 9.2kg)			
☆芽呂女性部 (古布2袋)							
☆ボランティアグループちょぼら (カット布6袋)							

新冠町社会福祉協議会へ

●福祉事業に役立ててと

☆芽呂女性部 (古切手4袋)

役場からのお知らせ

Niikappu Town Office Information —

町民生活課からのお知らせ

児童扶養手当の受給者は8月中に届出が必要です! ● どさんこ・子育て特典カードの配布について

日まで、障がいがある場合は20歳未満まで)を監護す ● する交付場所でお受取下さい。 る母や父などに支給されます。

【提出書類】

- 児童扶養手当現況届【全ての受給者】
- 一部支給停止適用除外事由届【次の①~④に該当者】 ①支給開始月から5年を経過する予定の方(※)
- ②支給要件に該当した日の属する月から数えて7年を することで、様々なサービスが受けられます。 経過する予定の方(※)
- ③認定請求時に児童が3歳未満だった場合は、児童が 3歳に達した日の属する月の翌月初日から数えて5年 ● 詳しくは、北海道ホームページをご覧ください。 を経過する予定の方(※)

④既に上記①~③の期間を経過した方

※平成28年8月から平成29年7月までの間に期間を ● 経過する方が対象です。※提出がない場合は手当額の 一部又は全部が停止される場合があります。

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定・ 北海道では、妊娠・出産、子育てを支える環境づく 自立促進に寄与することにより、その家庭において養 ● りを推進するため、事業者と行政の協働により、妊娠 育されている子どもの福祉増進のために支給される手 ● 中の方や小学生までの子どもがいる世帯に買物などの 当です。婚姻の解消や配偶者の死亡によりひとり親と 🥻 際に商品の割引特典サービスを提供し、子育て世帯を なり、子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31 ● 応援しています。交付を希望される方は、下記に記載

【対象世帯】

新冠町在住の妊娠中の方、小学生までの子どもがい

【使用方法】

買い物や施設などを利用する際に特典カードを提示

【使用店舗など】

道内外の各地で利用が可能です。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp

/hf/kms/ikuji/dosanko. html

制度についての問い合わせなど、詳しくは、下記担 当までご連絡ください。

二つの給付金のお知らせ

町では、8月1日から10月31日まで二つの給付金 の受付を行っています。期限までに申請がない場合は 給付金を受け取ることができなくなりますので、対象 となる方は必ず申請するようにして下さい。

【臨時福祉給付金】

昨年度に引き続き消費税率の引上げにより、所得の 低い方への負担を軽減するための適切な配慮を行うた め、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」 が支給されます。

○給付対象者

平成28年度分市町村民税(均等割)が課税されて いない方。ただし、ご自身を扶養されている方が課 税者の場合や基準日時点で生活保護制度の被保護者と なっている場合は対象外となります。

○給付金の額 1人につき3,000 円

【年金生活者等支援臨時福祉給付金

(障害・遺族基礎年金受給者向け給付金)】

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩 恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者な どに対して、給付金が支給されます。

○給付対象者

- ・平成28年度の臨時福祉給付金の支給対象者
- · 障害年金 · 障害基礎年金 · 障害厚生年金 · 遺族基礎 年金・遺族厚生年金を受給している方
- ・平成28年4月分の年金受給がある方、同年5月分の 年金受給がある方

なお、今年度、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高 齢者向け給付金)の支給を受けた方は対象となりませ んのでご了承ください。

○給付金の額 1人につき 30,000 円

●問い合わせ先 町民生活課町民生活グループ社会係 ☎ 0146・47・2112

広報にいかっぷ 2016.8 P9